

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第9号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の健康管理主事</u>、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（<u>地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>社会教育又は学校教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（<u>体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>教育総務課の健康管理主事</u>、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（<u>地域社会</u></p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の指導主事</u>、<u>福利室の健康管理主事</u>、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（<u>地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>社会教育又は学校教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（<u>体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。</u>）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>教育総務課の指導主事</u>、<u>福利室の健康管理主事</u>、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。</u>）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主</p>

教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。 )及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。 )及び指導主事

(13)～(15) 略

(16) 教育局の係長、副主幹(社会教育を担当する者に限る。 )、指導主事及び管理主事

(17)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。 )、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、医薬・疾病対策室長(人事委員会が定めるものに限る。 )、感染症・疾病対策室長(人事委員会が定めるものに限る。 )、医薬係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。 )、副局長(人事委員会が定めるものに限る。 )、参事(人事委員会が定めるものに限る。 )、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。 )、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、動物・鳥獣係長(人事委員会が定めるものに限る。 )、動物・自然公園係長(人事委員会が定めるものに限る。 )、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主

査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。 )、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。 )及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。 )及び指導主事

(13)～(15) 略

(16) 教育局の係長、指導主事及び管理主事

(17)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。 )、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、感染症・疾病対策室長(人事委員会が定めるものに限る。 )、医薬係長、感染症・疾病対策係長(人事委員会が定めるものに限る。 )、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。 )、副局長(人事委員会が定めるものに限る。 )、参事(人事委員会が定めるものに限る。 )、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。 )、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。 )、主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、動物・鳥獣係長、動物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹(人事委員会が定めるものに限る。 )、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、栄養主任、

<p><u>任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士及び衛生技師</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>主幹</u>、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>	<p>薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>栄養士</u>及び衛生技師</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。